東京音楽学校の男女共学成立過程に関する一考察

雅

枝

藤

はじめに

基本史料

明治一三年一〇月、設立から一年を経た音楽取調掛は、同年六月に明治一三年一〇月、設立から一年を経た音楽取調掛は、同年六月に明治一三年一〇月、設立から一年を経た音楽取調掛は、同年六月に明治一三年一〇月、設立から一年を経た音楽取調掛は、同年六月に明治一三年で滞米中の伊沢らに来日を約束していたし・W・メーソンが日本での唱歌教育実施のために着任し、西洋音楽と日本伝来の音楽の融本での唱歌教育実施のために着任し、西洋音楽と日本伝来の音楽の融本での唱歌教育実施のために着任し、西洋音楽と日本伝来の音楽の融本での唱歌教育実施のために着任し、西洋音楽と日本伝来の音楽の融本での唱歌教育実施のために着任し、西洋音楽と日本伝来の音楽の融を実行に移す時機が到来した。

英を左の通り引用する。 文を左の通り引用する。 でを左の通り引用する。 でを左の通り引用する。 でを左の通り引用する。 でを左の通り引用する。 でを左の通り引用する。 でを左の通り引用する。

不」可」然存候。此旨為」念附述ス。(浜尾)本件ハ速ニ許可相成可」然ト雖モ男女同教場ニ於テ授業候義ハ

主任者ノ処分心得ニアラシムベキ乎。果シテ然ラバ両ツナガラ不ハザル場合モアラン。故ニ席ヲ区別シテ教授スル等ノ事ハ伝習方ドモ伝習志願人寡少ニシテ別時間又ハ別教場ニ教授スルハ事実能十二条ニヨリ男女教場ヲ同クスルヲ得ザルハ勿論ナルベシ。然レ伝習所ハ名称コソ異ナレ学校ノ類ニ他ナラズ。故ニ教育令第四

便ナシト思考ス。(島田)

男女ガ教場ヲ同クセザル儀ハ先般裁定ノ規則ニ包含スベク候へ

共、尚厳重ニ取締可」然事。(九鬼)

九鬼の意見がそのまま裁可されるという形になった。 九鬼の附述に裁可印が押され、田中不二麿転出後の文部省を担った

等専門教育機関として日本近代学校史に残ることとなった。 等専門教育機関として日本近代学校史に残ることとなった。 等専門教育機関として日本近代学校史に残ることとなった。 等専門教育機関として日本近代学校史に残ることとなった。 文で教育機関も教育課程も異なった教育環境の中で、入学資格、教授 文で教育機関も教育課程も異なった教育環境の中で、入学資格、教授 文で教育機関も教育課程も異なった教育環境の中で、入学資格、教授 方容、卒業後の資格で女性が男性と差をつけられることない唯一の高 の容、卒業後の資格で女性が男性と差をつけられることない唯一の高 を採用することは特異な事例であった。音楽取調掛は明治二〇年官立 を採用することは特異な事例であった。音楽取調掛は明治二〇年官立 を採用することは特異な事例であった。音楽取調掛は明治二〇年官立 を採用することとなった。 文で教育機関として日本近代学校史に残ることとなった。

再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。 再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。

> 掛が官立学校昇格のための準備を完成させることと、 とのやりとりからは、音楽取調掛を学校として認めるという文部省の 翌年追加募集をすることになる。 る。 三者とも当座のところ現実的に致し方ないという妥協の姿勢が見られ して認められれば制度上の例外として取り残されることになる共学の 学校に発展解消する素地は形成されていくのだ。それでは、音楽取調 成課程が整い、取調事業での業績を積んで音楽取調掛が官立東京音楽 姿勢は必ずしも一貫したものではないことが判る。 て認められることを示している。だがこれ以降の音楽取調掛と文部省 性を教育することが問題視される前提として、音楽取調掛が学校とし さらに、 確かに当該回の募集に応じた者は定員三〇名のところ二二名で、 結局例外としての共学を認めることになった理由として、 島田三郎の意見は同じ教室で男女両 取調掛の伝習生養 本格的な学校と

先行研究状況と本論の目的

議論にはいかなる相関性が見られるだろうか

にそのような矛盾した状況をもたらした唱歌教育がどのように成立しる研究としては、山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出る。山住は学校での唱歌教育に日本で初めて組織立った音楽教育を行った主体であると共に、強力な国家統制を背景に大衆の伝統文化と異質な音楽を学校で一律に教え、無批判に受容するほかなかった大衆異質な音楽を学校で一律に教え、無批判に受容するほかなかった大衆異質な音楽を学校で一律に教え、無批判に受容するほかなかった大衆の文化的能力を低いままにしたという問題を指摘し、日本の音楽史上の文化的能力を低いままにしたという問題を指摘し、日本の音楽史上の文化的能力を低いままにしたという問題を指摘し、日本の音楽史出稿する研究としては、山住正常、大学の大学である。

たかを明らかにすることを目的としている。

部省側の判断に対して十分な考察をしていない。音楽取調掛の事業の支援に消極的なもの、との立ち位置に止まり、文支えた音楽取調掛の制度構想を考察するが、文部省についての見解が山住は文部省・音楽取調掛間のやりとりを通じて唱歌教育とそれを

之友社 調掛調査班『音楽教育成立への軌跡』(音楽之友社 としての資料の比重は低く抑えられている。 編集方針を継承している。演奏会プログラムの収集が多く、 編集委員会編 所蔵文書を用いて編年体的な叙述を行ったという東京芸術大学百年史 補完するものとして山住の期待を受けている。東京芸術大学音楽学部(ユ) げており、音楽取調掛を中心とした明治一〇年代の音楽状況の研究を(ミロ) な側面に十分に立ち入らず唱歌教育を論じる山住の研究への批判を掲 『音楽教育成立への軌跡』を編集したが、掲載論文の段階で、 育研究』(音楽之友社)へ昭和四三年五月より連載し、それを元に る。東京芸術大学音楽取調掛調査班は史料整理の結果をまず『音楽教 た。東京芸術大学音楽取調掛調査班『音楽教育成立への軌跡』 校篇第一卷』(音楽之友社 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 調査を開始したのは昭和四三年以降のことだが、東京芸術大学音楽取 東京芸術大学が音楽取調掛調査班を結成し、山住が使用した資料の 昭和六二年)でも、基本的には『音楽教育成立への軌跡』の 昭和五一年)中先行研究として登場するのは、 『東京芸術大学百年史 昭和六二年)がその成果として刊行され 東京音楽学校篇第一巻』(音楽 昭和五一年)と、 山住の論であ 東京音楽学 教育機関 音楽的

倉沢剛『教育令の研究』(講談社 昭和五○年)でも部分的に触れら明治一○年代の変転する教育政策を背景にした音楽取調掛の存在は

時代の公文書は含まれない。れているが、この著作の依拠史料には東京芸術大学所蔵の音楽取調掛

以上の研究状況を鑑み、【基本史料】から指摘される三点の問いに以上の研究状況を鑑み、【基本史料】から指摘される三点の問いにとした史料であり、従来存在しなかった唱歌教育を創造し実行に移すという、外であり、従来存在しなかった唱歌教育を創造し実行に移すという、外であり、従来存在しなかった唱歌教育を創造し実行に移すという、外であり、従来存在しなかった唱歌教育を創造し実行に移すという、外であり、従来存在しなかった唱歌教育を創造しま行いるとした史料が自動を表示を表示している。

邪一章 東京芸術大学音楽学部所蔵資料について

弗一節 史料概説

では、 他編 受した文書や書簡等を収集するという編集方針の差がある。 中心とすることに対し、「文書綴」は公文書を中心に音楽取調掛が授 るものを除くと、「音楽取調掛時代文書綴」(全七一巻、 種類に区分されたが、このうち音楽取調掛が収集した刊本で構成され 学音楽取調掛調査班実施の史料整理(後述)の対象とされた資料は四 料」と呼ぶ)は音楽取調掛研究に際し非常に重要である。 - 各種資料編」の収集資料が音楽取調掛の研究成果や刊行物の草稿を (以下「文書綴」と呼ぶ)と「各種資料編」(全一四冊) 現在東京芸術大学に保存される資料群 『日本古文書学講座九 関東大震災での焼亡や太平洋戦争終戦に際しての文書廃棄によ 近代編一』 (雄山閣出版 (以下「東京芸術大学所蔵資 昭和 に二分される 全七六冊) 東京芸術大 赤松俊秀 四

学校に残る貴重な公文書の例として紹介されている。 (3)り残存量の少ない文部省の公文書を補い教育史研究に寄与する、官立

同書執筆に際して史料整理は行われていない。 同書執筆に際して史料整理は行われていない。 同書執筆に際して史料整理は行われていない。 同書執筆に際して史料整理は行われていない。 同書執筆に際して史料整理は行われていない。 同書執筆に際して史料整理は行われていない。

集資料の出典は、 となっている『伊沢修二選集』において「第三章 音楽教育」への収 かった。そのため現在でも伊沢の関係資料の一部を収めた唯一(エワ) 蔵資料」の存在を知り閲覧を願っていたにも関わらず希望が叶わな たこの史料調査でも、上伊那教育会所属の編集者は「東京芸術大学所 保管されることとなった。だが、伊沢の自筆資料収集・保存に成功し 会関係者により収集され、 伊沢の出身地である長野県上伊那郡高遠町(現伊那市)の上伊那教育 形で刊行した。伊沢の遺族の許をはじめ東京中に点在していた史料は 沢修二選集を企画し、『伊沢修二選集』(信濃教育会 東京芸術大学所蔵資料」の閲覧が叶い、初めて体系的に利用した研 音楽取調掛創設者である伊沢修二の業績顕彰のため信濃教育会が伊 (東京音楽学校 からの再引用などとなっている。これに対して未整理の⁽²⁾ 伊沢の自筆を使用するものの他、 明治 東京の戦火を免れ高遠町の上伊那図書館に 一四年) 所収のもの、 ⁽¹⁹⁾ 『音楽取調成績申 さらには 昭和三三年) の刊本 『明治 0)

この表現はやや不正確であると言わざるをえない。
この表現はやや不正確であると言わざるをえない。
この表現はやや不正確であると言わざるをえない。
にの表現はやや不正確であると言わざるをえない。
この表現はやや不正確であると言わざるをえない。
この表現はやや不正確であると言わざるをえない。

究」と題され連載された。これをもとに加筆修正したものが東京芸術 昭和四四年五月から昭和四六年六月にわたり「「音楽取調掛」資料研 所蔵資料を用いた研究成果が雑誌 篇 録』一洋書・楽譜(昭和四四年)二文書綴(昭和四五年)三各種資料 初めて資料目録が東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目 楽取調掛調査班を組織し、 五一年)である。 たのは昭和四三年六月のことである。調査にあたり東京芸術大学は音 大学音楽取調掛研究班『音楽教育成立への軌跡』(音楽之友社 東京芸術大学が本格的に「東京芸術大学所蔵資料」の調査に着手し (昭和四六年)四和本・唐本編 昭和四六年六月に終了した。 (昭和四七年)として刊行された。 『音楽教育研究』(音楽之友社)に 成果として、 昭

音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二年)がある。として東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東ラギーをかっている。

おり、史料調査が行われたが公開には至っていない。時代の文書のほかに、東京音楽学校発足後の公文書も大量に残されている、東京芸術大学には本論文で用いる「文書綴」など音楽取調掛

第二節「音楽取調掛時代文書綴」使用上の注意点

確認される。 で認される。 をったことは確かだが、整理を経ても本節にて述べるような問題点も 楽取調掛調査班の業績により従来に比してはるかに使い易い史料と の対象として「文書綴」を捉えたものは見られない。東京芸術大学音 の対象として「文書綴」を捉えたものは見られない。東京芸術大学音

である。

である。

本論文中で史料名を表記する際は、原則的に東京芸術大学附属図書である。

学音楽取調掛調査班による史料整理の際振られたもので、それ以前にこの文書は「文書級」第七巻収録である。この巻番号は東京芸術大

の呼称の例外には次の三種類が存在する。 の呼称の例外には次の三種類が存在する。

巻四五と巻四六、巻四九と巻五○が該当する。 巻四五と巻四六、巻四九と巻五○が該当する。 巻四五と巻四六、巻四九と巻五○が該当する。 巻四五と巻四六、巻四五と巻四元、巻四五と巻四六、巻四五と巻四六、巻一八と巻二九、巻二一と巻二二、巻二四と巻二五、巻二六と巻二十、巻二八と巻二九、巻二十と巻二十と巻一一、巻四五と巻四六、巻四九と巻五○が該当する。

な基準は見受けられない。 大学音楽取調掛調査班がこの二種類をどのように使い分けたか、明確冊に巻番号を振る際二種類の振り方が生じたことになるが、東京芸術第一の類型と第二の類型は連続する内容を持ち連続する表題を持つ簿

が対応する。巻四二がこれに該当する。がある。簿冊毎に個別の表題を持つため、一つの巻番号に複数の表題がある。簿冊毎に個別の表題を持つため、一つの巻番号に複数の湊冊が一つの巻番号を与えられている事例

く件名である。 「目録」に記載される資料情報は丁番号と内容に基づく件名である。 「日録」に記載される資料情報は丁番号と内容に基づく件名である。

号と内容に基づく件名を、収録資料の呼称法として使用する。
日本の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番号を用いた目録が存在しない以上、本論文では「目録」記載の通し番号を用いた目録が存在しない以上、本論文では「目録」記載の通りで表述。

もある。

らず、本論文では「音第一二二号」のように「目録」記載情報に、文そのため文書の呼称に件名を用いることは必ずしも文書の特定に繋がの類似し時期的に連続して作成された複数の文書を含むこともある。収録文書を特定するための最小単位であるが、さらに件名の下に内容収録文書を特定するための最小単位であるが、さらに件名の下に内容収録文書を特定するための最小単位であるが、さらに件名の下に内容

記する。問題点を分類すると以下の通りになる。 問題点を分類すると以下の通りになる。 問題点を分類すると以下の通りになる。 問題点を分類すると以下の通りになる。 記述なる。 記述なれていたが、丁番号と件名を整理した簿冊毎の目録は未作成である。 一巻のうち、昭和四五年の「目録」刊行時点で整理済みであったのは一巻のに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特ものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特を表すると以下の通りになる。

簡34 六一 歌集出版について 六 文部卿事務功程報告(伝習人募集、進歩、現状、巡回伝習の現況、 師範学校より音楽取調掛へ休業通知」が挿入される。巻一三では「二 音曲停止のため唱歌授業休業通知」との間に「十月十日付 簡」が入る。 33) (32) 『明治一六年一月三〇日付宮城県師範学校取調員発音楽取調掛宛書 "唱歌掛図」および また簿冊に収録されている文書が目録に漏れている箇所が散見され 巻一二では「二三 東京師範より休業通知」と「二四 両師範学校および附属各校唱歌教授細目」とあるがその前に 号外第一号」が入る。巻二五では目録の冒頭が 「唱歌集」編成、出版の事等)」の後に「四○ 学習院へ 東京女子 唱

任存の観点からの指摘では、状態が悪く劣化が進むものも混在する。 保存の観点からの指摘では、状態が悪く劣化が進むものも混在する。 保存の観点からの指摘では、状態が悪く劣化が進む資料のうちには、 山住の論考中でほぼ完全な翻刻が引用されているものもある。劣化防 は一日歌教授の件」所収の三点の資料画像は汚損が激しく内容把握に支 と「二 学習院生徒にメーソ を来す。現在では内容確認が難しい程劣化が進む資料のうちには、 はている。 と「二 東京女子師範学 を来す。現在では内容確認が難しい程劣化が進む資料のうちには、 はているものもある。劣化防 はである「一 東京女子師範学 を来す。現在では内容確認が難しい程劣化が進むものも混在する。

も誤植と思われる箇所があったことを記す。参照の際には注意された三年)に収録されていると触れたが、ここでの引用史料翻刻のうちに『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六さらに前節で一部史料の翻刻が東京芸術大学百年史編集委員会編

61

第二章 共学をめぐる変遷

一節 音楽取調掛の制度設計

想を指摘したい。 本章では音楽取調掛時代における共学の変遷を、史料を通じて整理

している。明治一一年四月八日付構想書の中でボストンの公立学校で就、アメリカへ渡る。この留学中にのち音楽取調掛の雇外国人として特浜を出、留学生督学官として滞米中の目賀田種太郎が伊沢とメーソンの事業の協力者であった。留学中の成果を以て、明治一一年四月八日付で目賀田と伊沢の連名で文部大輔田中不二麿宛に初めて唱歌教育自成の構想書を提出、さらに同年四月二〇日、目賀田は「我公学二唱創成の構想書を提出、さらに同年四月二〇日、目賀田は「我公学二唱創成の構想書を提出、さらに同年四月二〇日、目賀田は「我公学二唱創成の構想書を提出、さらに同年四月二〇日、目賀田は「我公学二唱創成の構想書を提出、さらに同年四月二〇日、目賀田は「我公学二唱制成の構想書を提出、さらに同年四月二〇日、日賀田は「我公学二唱制成の構造書を提出、さらに同年四月二〇日、日賀田は「我公学二唱制の構造者」を記述されている。明治一一年四月八日付構想書の中でボストンの公立学校で表している。明治一一年四月八日付構想書の中でボストンの公立学校で表している。明治一一年四月八日付構想書の中でボストンの公立学校で表している。

巻号	簿冊表題	年月	山住論文での 表記	山住年月
42	文部省御達書類;本省特達; 本省達綴;文部省特別御達書 類;文部省御達書類	明治16年11月—25年		
43	音監回議書類上	明治17年	音監回議書類	明治17年
44	音監回議書類下	明治17年	音監回議書類	明治17年
45	音監経伺書類上	明治17年	音監経伺書類	明治16年
46	音監経伺書類下	明治17年	音監経伺書類	明治16年
47	音監開申書類	明治17年	音監開申書類	明治17年
48の1	文部省往復書類上	明治17年		
48の2	文部省往復書類下	明治17年		
49	往復書類上	明治17年		
50	往復書類下	明治17年		
51	必要書類	明治17年—19年		
52	参考書類	明治17年—18年		
53	音監回議書類	明治18年1月		
54	参考書	明治18年—20年頃		
55	諸向往復書類	明治18年		
56	授業料上納帳	明治18年		
57	証券類綴	明治19年1月—		
58	上野官舎並音楽取調掛図面	明治19年2月		
59	条約集その他(ソープレット 条約書;小学唱歌作成関係書 類)	明治20年 3 月—40年代		
60	取調掛日誌その他	明治14年—18年頃		
61	掛図原稿	明治14年—18年頃		
62	唱歌集原稿			
63	唱歌詞集			
64	音楽教師館新築関係書	明治22年		
65の1	東京音楽学校諸書類			
65の2	帝国議会関渉綴	明治24年—		
66	外国物品簿(御雇外国人俸給、 庁費、備品等)	明治16年 7 月		
67	経伺例期書類	明治18年7月		
68	御達及伺上申書(等外吏一時 賜金の件等)	明治18年		
69	本省会計局往復文書	明治18年		
70	費用積書類	明治20年4月以降		
71の1	博覧会出品関係目録	明治18年—大正2年		
71の2	博覧会出品関係目録	明治18年—大正2年		

出典:東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目録』 2 文書綴 (東京芸術大学附属図書館 昭和45年)

「年月」について、原則的に東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目録』2 文書級(東京芸術大学附属図書館 昭和45年)の表記に拠った。簿冊の表紙記載の年月も適宜参照した。「文書級」収録の簿冊の一覧表は、他に東京芸術大学附属図書館webサイト「貴重資料データベース」(http://images.lib.geidai.ac.jp/frame.html)にも掲載されており、こちらは表記が西暦である。年月に関しては『目録』、簿冊の表紙記載情報、「貴重資料データベース」の三者で表記が異なる箇所もある。

山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会 昭和42年) は東京芸術大学による史料整理以前に執筆されたものである。この表には、山住氏の表記と東京芸術大学による呼称の対応関係を可能な限り明記した。

表 1 「音楽取調掛時代文書綴」収録簿冊一覧

表!	「首条取調掛時代又書綴」収録	冯 而一見		
巻号	簿冊表題	年月	山住論文での 表記	山住年月
1	音楽伝習所創設書類	明治12年10月		
2	音楽取調所書類	明治12年		
3	音楽取調所書類	明治13年		
4	音楽取調所諸家嚮記	明治13年3月		
5	諸伺書類	明治13年7月		
6	往復書類、会計局ノ部	明治13年2月—14年6月	会計局文部往復 書類	明治13年2月—明治14年6月
7	回議書類上	明治13年2月—14年6月	回議書類	明治13年11月—明治15年12月
8	回議書類下	明治14年6月—15年12月	回議書類	明治13年11月—明治15年12月
901	本省各局往復書類(1-103)	明治13年4月—	本省各局往復書 類	明治13年—明治14年
902	本省各局往復書類(104-247)	—明治15年 6 月	本省各局往復書 類	明治13年—明治14年
10	諸向往復書綴上	明治13年5月—14年6月		
11	諸向往復書綴下	明治14年6月—15年6月		
12	音監往復書類	明治14年	音監往復書類	明治14年
13	音監開申書類	明治14年	音監開申書類	明治14年
14	本省達	明治14年		
15	決裁請求書上	明治14年1月—4月	決裁請求書	明治14年1月—同6月
16	決裁請求書下	明治14年4月—6月	決裁請求書	明治14年1月—同6月
17	決裁請求綴回議書類上	明治14年7月—10月		
18	決裁請求綴回議書類下	明治14年10月—12月		
19	往復書類 (会計局の部)	明治14年7月—15年6月		
20	音楽会計係 本省各局往復書類	明治14年12月—16年6月		
21	緊要書類上	明治14年12月—16年6月		
22	緊要書類下	明治14年—20年		
23	音監開申書類	明治15年	音監開申書類	明治15年
24	音監経伺書類上	明治15年	音監経伺書類	明治15年
25	音監経伺書類下	明治15年		
26	諸向往復書類上	明治15年	諸向往復書類	明治15年
27	諸向往復書類下	明治15年	諸向往復書類	明治15年
28	本省布達綴上	明治15年		
29	本省布達綴下	明治15年		
30	音楽取調掛 会計局往復書類	明治15年7月—16年6月		
31	音楽取調掛 諸家方嚮記	明治16年4月		
32	音監開申書類	明治16年	音監開申書類	明治16年
33	本省達書類	明治16年		
34	音監回議書類	明治16年	音監回議書類	明治16年
35	音監経伺書類	明治16年		
36の1	音監往復書類	明治16年	音監往復書類	明治16年
3602	音監往復書類	明治16年	音監往復書類	明治16年
37	本省会計局往復書類上	明治16年7月—17年12月		
38	本省会計局往復書類下	明治16年7月—17年12月		
39	本省各局往復書類	明治16年7月—18年5月		
40	会計局各府県往復書類	明治16年7月—18年8月		
41	諸向往復書類(各府県之部)	明治19年一		
	······································			I

ソンは着任後まず両師範学校とその系列へ出張教授に赴いている。 横、唱歌の効用等を挙げた後、日本で唱歌教育を実施するにあたって を曲調に風紀的に問題のないものを選び、それに西洋音楽を補って作 や曲調に風紀的に問題のないものを選び、それに西洋音楽を補って作 を由調に風紀的に問題のないものを選び、それに西洋音楽を補って作 を由調に風紀的に問題のないものを選び、それに西洋音楽を補って作 を出調に風紀的に問題のないものを選び、それに西洋音楽を補って作 を出調に風紀的に問題のないものを選び、それに対するメーソンの功 唱歌教育が実施されるようになった経緯、それに対するメーソンの功

全一一条の案のうち「七 氏我レニ来ラバ前記ノ事ヲ興スニ着手セシムへシト雖モ併テ師範学校生徒ニ音楽ヲ教授セシムルハ勿論ナリ、シムへシト雖モ併テ師範学校生徒ニ音楽ヲ教授セシムルハ勿論ナリ、出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることを指摘している(後述)。山住は学制施行期の文部当局はドイツ教育論の影響で変国心教育と女子教育に唱歌教育の意義を見出していることを指摘しているが表の影響も否定できない。

の目的は次の三点である。「第一項 東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲則宛に「音楽取調ニ付見込書」を提出した。これによると音楽取調掛に伊沢は音楽取調御用掛に任命され、同年同月三〇日に文部卿寺島宗ととなる。明治一二年一〇月二三日に音楽取調掛が設置されると同時する目賀田をおいて唱歌教育実施とその機関設立の中心に位置するこ明治一一年五月二一日横浜に帰着した伊沢は、以後大蔵官僚に転出明治一一年五月二一日横浜に帰着した伊沢は、以後大蔵官僚に転出

安保ル事 第二項 将来国楽ヲ興スベキ人物を養成スル事 第三項 お来国楽ヲ興スベキ人物を養成スル事 第三項 お来国楽ヲ異なる。

用する。 さらに第二項の続きに生徒の募集要項案の記載があるが左の通り引

ヲ得ス。則其要件概ネ左ノ如クナルベシ。(前略) 此ノ目的ヲ達スルニハ生徒ノ種類亦之ニ随テ撰択セサ

第一 学識 普通ノ読書ニ差支ナキ者

但英文ヲ解スル者ハ最モ善シトス

第二 年齢 十六年以上二十五年以下ノ者

第三 技芸 雅楽又ハ俗曲ヲ習得之者

第四 性 男或ハ女

ルノ一助ニ供スベシ。(後略)教養シ西洋音楽及日本音楽ヲ習得セシメ漸ヲ以テ国学ヲ制定ス教産の対策を決して、これので、対して、これので、対して、これのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、

昭和六二年)二〇頁では音楽取調掛発足の時期について、「明治一員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社の性別は男あるいは女、と記載している。東京芸術大学百年史編集委の性別は男あるいは女、と記載している。東京芸術大学百年史編集委の性別は男あるいは女、と記載している。東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史編集委員会報刊の「我公学二唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」目質田種太郎の「我公学二唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」

化したことも忘れてはならない。のである」と解説するが、明治一二年教育令で同時に共学禁止を明文式)を取り入れた音楽伝習所は期せずして、その波にのり、誕生した制は改革せざるを得なかった。メーソン方式(つまりはアメリカ方二年九月に施行されたアメリカ式制度による教育令の公布により、学

楽師」 取調掛の国楽養成機能の継承者養成であり、 段階の伊沢の「音楽取調ニ付見込書」中の構想でも、その目的は音楽 しての音楽を普及する研究機関となることである。 にある機関の主たる目的は「国楽」を創成して唱歌を通じて国民楽と とが想定外だったからではないだろうか。明治一一年段階の構想の中 目賀田の中では後年に見られるような官立専門学校として存続するこ は女性であったといった事情が挙げられるが、 性が多く、「音楽取調ニ付見込書」中の生徒募集要項第三を満たすの 識されていた、或いは前近代以来芸事の一つとして音曲に習熟する女 定はなかった。理由として、音楽の女子教育への効用が文部省内で認 いった制度設計担当者の構想においては教育令通りに共学を禁じる予 くして発足した音楽取調掛は、少なくとも伊沢修二や目賀田種太郎と 折しも共学禁止規定を明文化した明治一二年教育令公布と時を同じ の育成も浮上しない。 唱歌教員も、まして「音 何よりここでは伊沢や 明治一二年一〇月

第二節 最初の伝習生募集

月、最初の伝習生募集が計画される。募集計画内容を記す「伝習総則メーソン来日後の明治一三年四月を待つことになった。明治一三年六東京師範学校・東京女子師範学校とそれらの附属校への出張授業も明治一二年一〇月の発足以来、音楽取調掛の教育活動開始は遅れた。

書」のように継承すべき技術を国楽に限定していない。
書」のように継承すべき技術を国楽に限定していない。
書」のように継承すべき技術を国楽に限定していない。伝習生募集の目的につ許ス」と記すのみで、性別規定は存在しない。伝習生募集の目的につ許ス」と記すのみで、性別規定は存在しない。伝習生募集の目的につ許ス」と記すのみで、性別規定は存在しない。伝習生募集の目的につ許ス」と記すのみで、性別規定は存在しない。伝習生募集の目的につ許な「は全六条だが応募資格については「従前音楽(雅楽俗曲等)ニ条文」は全六条だが応募資格については「従前音楽(雅楽俗曲等)ニ

これに対する応募者氏名一覧を文部省に提出した際の文書が「はじるが、島田の意見はこの第一回伝習生募集への応募者が定員に満たなるが、島田の意見はこの第一回伝習生募集への応募者が定員に満たなかったことに沿っている。実際この名簿に氏名記載がある志願人は伶人六名、一般志願者一二名の計一八人で、一般志願者一二名のうち鳥居忱を除く一一名は全員女性であった。同年九月には九鬼が「即今志願ノ者伶人共廿名ニ充タサル趣」と欄外に記している。この時点から志願者が増えることはなかったのだろう。結果音楽取調掛は翌年にかけて伝習生追加募集を行うことになる。

が集まらない以上、島田の附述に見られるように現場の裁量で席を区掛が、アメリカにおける唱歌教育普及の功績者であるメーソン来日を長りて機関内部で人材養成を開始する、すなわち学校としての性格を乗れ備えるようになった。この変化を見て、文部省側は教育令第四二兼ね備えるようになった。この変化を見て、文部省側は教育令第四二年の世代としての性格を関始するようになったのではないか。しかし第一回伝習を募集を取り巻く現実は志願者の定員割れであった。必要とする人数と表表しての性格を表表しているように現場の裁量で席を区が集まらない以上、島田の附述に見られるように現場の裁量で席を区が集まらない以上、島田の附述に見られるように現場の裁量で席を区が集まらない以上、島田の附述に見られるように現場の裁量で席を区が集まらない以上、島田の附述に見られるように現場の裁量で席を区が集まらない以上、島田の附述に見いない。

別する等の措置を講じることが適切と考えられたと推測される。

第三節 生徒募集拡大路線と女生徒募集停止

志願ノ者ハ男女ヲ論セス左之通相心得音楽伝習人欠員有」之七名限リ入学ヲ許ス。

一俗曲亦ハ雅楽ニ通スル者一年齢一八年以上之者

音楽教員タルベキ志願アル通常ノ文通ニ差支ナキ者

(この多音楽仪周卦の主所が売音楽教員タルベキ志願アル者

(この後音楽取調掛の住所が続くが略す)

入学が決定された。 (50) 募集枠は七名と設定したところ、結局同年四月になり新規一二名の

「府県派出伝習生」と呼称)であった。はなく、諸府県から音楽取調掛へ派出され伝習を受ける伝習生(以下が、明治一六年一月決定までに主な争点となったのは従来の伝習生でこれ以降伝習生募集を巡って文部当局と折衝を繰り返すこととなる

表 2 音楽取調掛の伝習生募集計画一覧

制度では解決できない問題であった。理由は次の通りである。第一に

害であり続けた。そしてこれは、

音楽取調掛が独自に募集する伝習生

で教授できる能力を持つ教員が存在しないことは唱歌普及の大きな隨教育に適用する唱歌の編集事業に当たっていたが、唱歌を全国の学校

唱歌教育の早期導入のため、設立以来音楽取調掛が日本国内の学校

24.2							
No,	呼称	史料	伝習生養成 目的	公示方法	定 員 (人)	入学者数 (人)	特記
1	明治13年10月入学	【基本史料】 (【7-22】)	メーソンの後 継者養成	不明	30	22	
		([17-22])					
2	明治14年2月募集	[15-41]	音楽教員	新聞広告	7	12	1の欠員補充
3	明治14年12月計画	【24 - 1】	府県派出伝習	新聞広告	20	_	実施
		→【 24 - 5】	生育成				せず。
4	明治15年4月入学	[23-19]	(不明)	(不明)	(不明)	17	計画不明
5	明治16年4月入学	[35-22]	明記せず	新聞広告	20	13	男子のみ
6	明治17年5月募集	[46-217]	音楽唱歌の	各府県に照会、	25	23	府県派出伝習
			実施に従事	新聞広告			生のみ
7	明治19年10月募集	「読売新聞」	明記せず	新聞広告	25	不明	共学再開
		明治19年10月					
		23日					

この表は音楽取調掛の伝習生募集計画を、「文書級」から記載内容を元に集めたものである。

府県派出伝習生については、明治17年5月募集として文部省から府県へ照会が実現したものを記載した。明治17年以前の府県派出伝習生など、計画が存在せず音楽取調掛と各府県間、文部省等の直接交渉を経たものは割愛した。ただし、明治15年4月入学は論旨上重要であると判断したため、募集計画未発見ながら掲載した。

「史料」欄には募集按決定稿、もしくは入学者名簿掲載の史料を記した。「文書綴」掲載史料の場合、【巻番号-史料番号】で表した。

無な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願意では深刻で、明治一四年三月には、解決方法として優秀な伝習生に未事業への貢献や出張講義先である東京師範学校、東京女子師範学校と事業への貢献や出張講義先である東京師範学校、東京女子師範学校と下の系列校での講師をする意思を確認するに留まるものではないだろうか。西洋音楽を解するのがメーソンのみという音楽取調掛の教員不らか。西洋音楽を解するのがメーソンのみという音楽取調掛の教員不足は深刻で、明治一四年三月には、解決方法として優秀な伝習生とでといるかった正とでは深刻で、明治一四年三月には、解決方法として優秀な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願熟な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願熟な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願書な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願書な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願書で、明治一四年二月には、解決方法として優秀な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願意な伝習生の育成目がである。

他にも伝習生の出身地域の偏在といった問題もあるが、音楽取調掛し、の伝習生を唱歌教員として全国に派遣するのは現実的ではなかった。音楽取調掛側も全国の唱歌教員不足の問題を認識し、明治一四年末文音楽取調掛側も全国の唱歌教員不足の問題を認識し、明治一四年末文音楽取調掛側も全国の唱歌教員不足の問題を認識し、明治一四年末文音楽取調掛の助教として採用すると述べている。その上で唱歌教育を必要があるとし、明治一五年二月に各府県から募った伝習生に凡そる必要があるとし、明治一五年二月に各府県から募った伝習生に凡そこ年間唱歌教育を施すと述べている。この計画は文部省の反対にあい、「55]明治一四年一二月に一旦却下された。普通学務局長辻新次の意見書によると、唱歌に限らず現在全般的に教員不足の状況にあるため、府県から上京させて教育を受けさせるならば「先以テ小学校学科中最緊切から上京させて教育を受けさせるならば「先以テ小学校学科中最緊切にあると、唱歌に限らず現在全般的に教員不足の状況にあるため、府県から上京させて教育を受けさせるならば「先以テ小学校学科中最緊切を要ナルモノノ教員ヲ養成スルコト」が筋であると述べている。

ら新潟、 断ジテ無」之、真ノ欠乏ト申スベキ有様ニ有」之候」と人手不足の深刻 たのは辻新次であった。その主要部分を左の通り引用する。 歌教員の免状を発行する計画であった。文部省側から反対意見を付し 齢一五年以上三○年以下ノ者ニシテ卒業ノ上ハ唱歌教員タルベキ見込 あるとする。募集方法は新聞広告とし条件の第一に「男女ヲ論ゼズ年 を受けており、 じるためにも今から養成開始することが重要であるとする。 クトモニヶ年内外ノ歳月ヲ要スベキ見込ニ有」之」と将来の需要に応 さを述べている。唱歌教員養成は一朝一夕に叶うものではなく、「少 国の師範学校で教育可能である一方、唱歌教員については「全ク創造 遺憾「之ヲ許スコト能ハザリシ例モ之アリ」と報じている。昨年秋か ノ事ニ有」之候得者、 している音楽取調掛監事神津専三郎は、 ノ者ニ限ルベシ」と明記している。 - 遠国地方ニ於テ自然其手順ノ後ルルヨリ募集人員既ニ満ルヲ以テ乍 四年二月の伝習生募集の際諸府県からの応募者も少なくなかったが 千葉、その他諸県及び京都府等から唱歌教員が必要だと照会 音楽取調掛の府県派出伝習生募集は各府県の希望でも 巧拙適否ハ措テ問ハザルモ其需メニ応ズベキ者 修業期間は二年として卒業後は唱 小学校の他の科目の教員は 現に明治

粘り強く文部省側の説得を試みている。前回から引き続き起草を担当

シク減セラレ度候。 教員タルベキ免状云々ノ件ハ削除相成度。且其募集人員モ今少教員タルベキ免状云々ノ件ハ削除相成度。且其募集人員モ今少告文第一項卒業ノ上ハ唱歌教員タルベキ云々ノ件ト第三項唱歌教員為ルヘキ者ハ募集候儀ハ旁断然御見合セ相成度。就テハ広

(3)_ン」と却下されている。明治一五年一月の提案は辻の反対にあい、(3) 岡孝弟文部卿や文部少輔九鬼隆一の目に触れることなく終わった。 (3) ンコトヲ願フ者アルトキハ其證ヲ与フルノミニシテ可トスルニ足ラ 卒業証書ヲ授与スルハ穏当ナラザルガ如シ。 生徒ト称セズシテ伝習人ト称シ未タ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザレバ 楽取調所ノ儀ハ其学科課程モ未タ整備ノ場合ニ至ラス。況ヤ其生徒 ついて卒業証書を授与したいと初めて文部省に伺いを立てた際、「音 のではなかった。 識を浜尾、 教育令第四二条を適用するにあたり、 である。文中に二ヶ所登場する「教員」は文字の右に○をつけて強調 対の態度を取り、 の不信感が表出している。明治一三年一○月の段階で音楽取調掛に 教育課程が未だに整わない音楽取調掛での唱歌教員養成には断固反 教員養成に対する辻の問題関心の高さと音楽取調掛での教育活動 島田の両者が示して以降、この見解は決して固定されたも 例えば明治一四年三月、 唱歌教員養成教育も師範学校で行うようにとの要望 音楽取調掛が学校であるとの認 伝習を終えた生徒の資格に 伝習人中伝習ノ証ヲ受ケ 福

され、それぞれ四名、三名、一〇名である。圧倒的に多くを占める東の内訳は新入生、女子師範学校予科生、女教員及び卒業生と三区分たと推定される。理由は次の通りである。入学許可者の名簿によるとたと推定される。理由は次の通りである。入学許可者の名簿によるとたと推定される。理由は次の通りである。入学許可を与え、文部省側からの了承を得た。対応する募集計画が残存しないため唐突な印象側のの了承を得た。対応する表表の表表の表表の表表を表表の表表を表表といる。

の伝習を望んだ場合便宜を計らうように指示が出ている。 部省普通学務局より音楽取調掛に宛て師範学科取調員が音楽取調掛で て、 等を受けた上、小学校卒業と同時にメーソンの勧めを受けて音楽取調 して音楽取調掛側から注目されていた。明治一五年一月の辻の意見中行のため継続的に出張教授を行っていたが、著しい成果が見られると を以て音楽取調掛に入学許可された。これについては、(64) 学校から上京の上留学中の者のうち一七名が明治一五年一二月二七日 学科取調員の受入である。東京師範学校の欠員を利用して全国の師範 見せると同時に伊沢修二が唱歌教育の重要性を訴えた。二点目は師範(3) の間の伝習生募集に関する主たる成果は次の二点である。一点目とし 主に東京音楽学校教員として活躍することになった 関係者は明治一六年四月までに全員が退学し、幸田ら四名の新入生が 推定される。結果的には、この際入学許可が下りた東京女子師範学校 掛に入学したと語っている。他の三人の応募経緯は不明だが、(゚ロ゚) 伝習のため来学していたメーソンの目にとまり、事前にピアノの指導 経緯について、東京女子師範学校附属小学校へ在学していた際、 東京女子師範学校の一部の関係者を音楽取調掛に通所させることにし 京女子師範学校関係者は、明治一三年四月以来音楽取調掛が唱歌 会に参加した各府県の学務課長らを音楽取調掛に招き、 五年四月の入学者たちは音楽取調掛と直接的な縁故がある者が多いと たのではないだろうか。新入生の一人であった幸田延はのちに入学の に見られる通り、 以降明治一五年末まで伝習生募集計画は具体的には見られない。そ 明治一五年一二月一二日、 唱歌教育技術を師範学校に移すことの類似案として 同年一一月から神田で開催の学事諮問 (詳細は後述)。 同年九月に文 伝習の様子を 明治 の施

これらの成果を踏まえて、音楽取調掛は明治一五年一二月に再び伝

明治一五年一月段階と基本的に不変である。この指摘を受けてのこと 唱歌教員タルベキ見込ノ者ニ限ルベシ」と明記しているが、普通学務 県ニ於テ右伝習生差出度向ハ直チニ本掛へ照会スルベシ」と明治一五 同様の修正は広告案中卒業後の資格を記した第三条にも「修業年限 学校唱歌教員 と考えられるが、 ならない者を音楽取調掛で養成することは認めた。辻の意見の要旨は 東京女子師範学校での唱歌教育を継続し、「音楽士」、則ち唱歌教員に 取調掛で唱歌教員を養成することの中止を要請した。東京師範学校、 見と同様に教員養成問題を重要視するため、学科課程の整わない音楽 ハ其関係重要ノ儀ニ有」之」と前置きし、明治一五年一月時点での意 員タルベキモノヲ募集セントノ儀ニコレアリ候。唱歌教員ヲ養成スル 局長意見として辻新次は「本按ヲ案スルニ師範学校若シクハ中学校教(g) 齢十五年以上三十年以下ノ者ニシテ卒業ノ上ハ師範学校若クハ中学校 いてであった。 月募集案に関して最初に文部省から指摘されたのは卒業後の資格につ 年一月と同様府県単位の派出の可能性も示している。明治一五年一二 治一五年一月に提出した広告案と類似し、募集人数は二〇名、「各府 は新聞広告で行うとし、広告案を添付し裁可を仰いだ。案の形式は明 育成が府県側の要望にも合致している点を再三に主張している。 之候」と一二月の学事諮問会でのやりとりを引用して府県派出伝習生 モ有¸之。又府県中現ニ伝習生ヲ派遣候者モ有¸之候様ナル情況ニ有. 掛ニ就テ唱歌教員ヲ要メ候者モ有」之。伝習生募集ノ期ヲ尋求スル者 習生募集計画を文部省に提出した。起草者はこの一年間の経過を説明(6) 「本年十一月中学事諮問会開会ニ際シ各府県学務吏員等親シク本 広告案では応募条件として「伝習生ハ男女ヲ論セズ年 が線で消され、 先に引用した応募条件の箇所は「師範学校若クハ中 右脇に「音楽師」と書き直されている。 募集

翌明治一六年一月、音楽取調掛は更なる伝習生募集広告を提出した。大きな特徴はこれまでの争点となった伝習の目的を記さなくなったことである。浜尾も、辻も反論は述べなくなったが改変を要求したのはとである。浜尾も、辻も反論は述べなくなったが改変を要求したのはたではなく、久しく話題に上らなかった共学についてであった。 一であった。彼の意見はこれまで議論の中心であった学科課程のま楽生徒ニヲヒテハ男女ニツナガラ入用ナルコト実ニ不」得」止次第ナレドモ教育令中男女教場ヲ異ニスヘキノ明文モ有」之。 が第ナレドモ教育令中男女教場ヲ異ニスヘキノ明文モ有」之。 が第ナレドモ教育令中男女教場ヲ異ニスヘキノ明文モ有」之。 な何トカ別趣向ヲ立テ何レカー方ヲ募集スル様可」然。其他ノ 女何トカ別趣向ヲ立テ何レカー方ヲ募集スル様可」然。其他ノ 体ハ本按通。

伺候処男女ノ内孰レカー方ニ定メ募集可¸致旨欄外御指令ニ相成候ニ結局は二月に入って「本掛伝習生募集之儀ニ付音監第廿一号ヲ以テ相法等可;相設¸見込ニ有¸之候」と九鬼の決定の回避を希望するものの、共ニ入学許可スベキ見込ニ候。尤取締ノ向等ニ就キテハー層厳重ノ方共ニ必要欠ク可ラサルニ付、広告文ニハ男女ノ別ヲ揚ゲズ男女伊沢は「伝習生ヲ男又ハ女ニ限リタキ見込ニテ段々考究候得共、何

またこと。 「伝習生ハ年齢十五年以上三十年以下ノ男子タルベシ」と改正する 文第一項左按之通リ改正可↘然哉」と前置きした上で伝習生募集条件 □□取締向モ大ニ便宜ヲ得候ニ付、男子ニ限リ候様致度。就而者広告 付既ニ審議ヲ遂ゲ候処、到底男子之方将来ニ望ヲ属シ候事多ク有↘之

第四節 共学禁止決定に至るまでの更なる考察

明治一六年初頭の伝習生を男子に限る決定の経緯には不審な点が残る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取るが、共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取るが、共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取るが、共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取るが、共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取る。

伝習にはげむよう命じている」と述べるが、発行時期が問題である。(☆)
「(ト)
「(ト)
「の第一條で男女間には一線を敷き、みだりに交流することなく、では「伊沢掛長は伝習生に発行した「音楽伝習(男生徒女生徒)芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二芸術大学百年史編集委員会編『東京な取締を指示されたにも係らず、それ以降音楽取調掛が積極的に注意な取締を指示されたにも係らず、それ以降音楽取調掛が積極的に注意な取締を指示されたにも係らず、それ以降音楽取調掛が積極的に注意な取締を指示されたにも係らず、それ以降音楽取調掛が積極的に注意な取締を指示されたにある。

派出伝習生との間に二重基準が敷かれたことが判明する。 になり、明治一七年四月に至り漸く文部省を介して応募を府県に一括に、募集条件全四条のうち、第二条が「第二 年齢 十六年以上三〇年以下ノ男若クハ女」とあり、明治一六年制定の共学禁止事項は府県に、募集条件全四条のうち、第二条が「第二 年齢 十六年以上三〇に、募集条件全四条のうち、第二条が「第二 年齢 十六年以上三〇に、募集条件全四条のうち、第二条が「第二 年齢 十六年以上三〇年以下ノ男若クハ女」とあり、明治一六年以降文部省非公認のままは、関治したの間に二重基準が敷かれたことが判明する。

一四年末と明治一五年末に行った府県派出伝習生募集許可を巡る文部月、明治一四年二月の二回であったが伝習目的が不明瞭であり、明治だろうか。音楽取調掛が行う通常の伝習生募集計画は明治一三年一〇渋った主たる理由には、伝習生育成目的の不備が存在したのではない置が取られた理由を推測したい。文部省側にとり音楽取調掛の拡張を置が取られた理由を推測したい。文部省側にとり音楽取調掛の拡張を

学は、不足だからこそ許されていたものと捉えられないだろうか。ぶには不足があるように文部本省側には映ったことだろう。初期の共伝習生を教育しては助教として採用する音楽取調掛の存在は学校と呼本の教育に唱歌を導入するための研究機関として発足し、試行錯誤で省との交渉でも、その点が文部省に批判されることとなった。元来日

であった共学を認めない態度に出ることになったと推測される。の音楽取調掛に教員養成機能を担わせるのと引き換えに教育令の例外とするでいる。師範学科取調員の受け入れや直接交渉で音楽取調掛は難色を示した。師範学科取調員の受け入れや直接交渉で音楽取調掛は難色を示した。師範学科取調員の受け入れや直接交渉で音楽取調掛と諸府県の現代を見て教員の卵である府県派だが唱歌教員に窮乏する諸府県の現状を見て教員の卵である府県派

第三章 共学再開と東京音楽学校構想

節

伝習生を男子に限る措置の伝習生育成への影響

> れた。 (8) まで伝習生募集は男女ともに応募可能な府県派出伝習生募集に限定さまで伝習生募集は男女ともに応募可能な府県派出伝習生募集に限定さの募集が、六名の入学が許可された。入学者は合計一三名であり、当初を行い、六名の入学が許可された。入学者は合計一三名であり、当初を行い、六名の入学が許可された。同年四月五日に試験を同年三月三一日まで延期する措置が取られた。同年四月五日に試験

給額が 幸田、 以上に将来を嘱望される存在であった。 可がおりた。音楽取調掛は見習生設置の理由を「今般本掛規則制定相(&) 掛規則」に外れる存在となった。音楽取調掛は同年七月、在学中の女 の他は通常の伝習生と同様に音楽取調掛で教育を受け、 終えたことを示す全科卒業生として卒業した。見習生とは、手当金支 森、そして小木トモは明治二○年二月一九日にそれぞれ所定の課程を 森トミ、小木トモの五名は後に東京音楽学校教員となり、 出堅志ニ有」之。皆後来音楽取調ノ事業ニ従事セシムベキ望ヲ属シ候 致置候通、 此際悉皆廃除二可,相成,候二有,之候処、兼而本件処置之儀ニ付具陳 成、伝習生ハ男子ニ限リ候ニ就而者、従来通学伝習罷在候女生徒之儀 子の伝習生六名を「見習生」に申し付けたい旨文部省に願い出て、(&) なった。音楽取調掛に既に在学中の女子伝習生はそれゆえ「音楽取調 文部省の裁可を受けたことで、伝習生募集規定に限らぬ一般条項と 女学校教諭の道を歩むこととなるといった実績を残すこととなった。 者共ニ有」之候」と説明したが、六名中幸田延、遠山キネ、木村サク、 た、伝習生を男子に限る規定は 次に、 遠山、 「音楽取調掛規則」に定められた額より少額となるのみで、そ⁽⁸⁷⁾ 明治一六年二月の段階では伝習生募集広告条文の一部であ 別記之者ハ音楽特志之者ニ係リ殊之外勉強ニシテ孰レモ優 市川は、音楽取調掛が初めて実施した卒業式にて、 「音楽取調掛規則」 」に取り入れられ、 通常の伝習生 市川ミチは 木村、 許

では、見習生として認定されなかった女子伝習生たちはどうなったのだろうか。音楽取調掛時代に通常の伝習生として入学した者の退学率は非常に高いが、明治一六年四月一九日の事例の他には見当たらない。ここでの退学者名簿を見ると、七名は全て女性で、明治一五年四月の入学者のうち「東京女子師範学校予科生」三名、「女教員及ヒ卒業生」四名であることが判る。東京女子師範学校関係者のうち「女教農及ヒ卒業生」四名であることが判る。東京女子師範学校関係者のうち「女教農及ヒ卒業生」四名であることが判る。東京女子師範学校関係者のうち「女教書及ヒ卒業生」四名であることが判る。東京女子師範学校関係者を一掃し、手当金を半額以下とする「見習生」制度を新設し、「見習生」を含む一般の伝習生には教員志望の伝習生よりを新設し、「見習生」を含む一般の伝習生には教員志望の伝習生よりも長期間の教育を引き続き行った。

第二節 明治一九年―共学再開と「音楽学校設立ノ儀ニ付建

姿勢からは見えづらい、芸術教育奨励の立場に拠り論を展開している。一一月に森有礼文部大臣に提出したこの建議は、従来の音楽取調掛の楽学校設立ノ儀ニ付建議」である。伊沢の構想、起草をもとに、同年格のための動きを本格的に開始した。その現れが明治一九年秋の「音所に昇格するなど事業の成果が現れ始めた音楽取調掛は、官立学校昇明治一八年七月の全科卒業生輩出以来、明治一九年二月に音楽取調

ノ音楽ヲ考査シ、佳良ノ楽曲ヲ選定スルヲ以テ其職トシ、旁ラ惟フニ音楽取調所ハ数年前ノ設立ニ係リ、爾来汎ク本邦及西洋

音楽取調掛の貢献については次のように紹介している。

経験ヲ積ミ、進テ一個特立ノ音楽学校トナルヘキノ期限ニ熟セ音楽生徒ヲ養成シタルモノナレハ、今日ニ至リテハ既ニ幾多ノ

リト云フモ可ナラン。

の中では触れられていないのである。育における欠点であると指摘している。教員養成事業については建議育における欠点であると指摘している。教員養成事業については建議

学校昇格運動をも後押しすることになったのではないだろうか。人々の目に触れることの多かったことが、芸術教育の観点からの官立を残し、音楽取調掛主催の演奏会に出演することで音楽取調掛外部のして採用され、共学禁止措置ののちには見習生として目覚ましい成績

確認できる最古の文献である『東京音楽学校一覧 自明治二二年─至校となる。同じ年の初頭、音楽取調掛の伝習生募集が久々に行われ、たま術大学附属図書館所蔵の史料量は明治一八年以降減少しており、ここで共学が再び開始されることになる。「文書綴」のみならず東京ここで共学が再び開始されることになる。「文書綴」のみならず東京ここで共学が再び開始されることになる。「文書綴」のみならず東京ここで共学が再び開始されることになる。「文書綴」のみならず東京ここで共学が再び開始されることになる。「文書綴」のみならず東京ここで共学が再び開始されることになる。「文書級」を受けて明治二○年一○月、音楽取調掛は官立東京音楽学で表示できる最古の文献である『東京音楽学校一覧 自明治二二年─至

それ以上の情報は無い。 明治二三年』中では「二〇年三月マタ女生徒ノ入学ヲ許可ス」とあり、

の通りである。 初出は同年一○月二三日で同様の広告が後六回掲載された。文面は次 初出は同年一○月二三日で同様の広告が後六回掲載された。文面は次 明治一九年一○月から一一月にかけての「読売新聞」紙上に存在する。 共学が再開したという明治二○年三月入学者に対応する募集広告が

一品行端正身体健康にして発音及聴音力完全なる者。
──、男女共満十四年以上満二十年以下の者たるべし。
一、男女共満十四年以上満二十年以下の者たるべし。
来明治二○年二月音楽伝習生凡二十五名試験の上入学を許す。

読方 日本外史国史略の類講読一学科試験科目左の如し。

作文 書翰文、片仮名交り文

异術 四則、比例

語 綴字、読方、文典

右の外詳細の事項ハ本掛へ出頭の上承合すべし。

明治一九年一〇月

文部省総務局所属 音楽取調掛

共学復活を実行する動きをほぼ同時期に行っていたということが指摘考えられる。つまり、音楽取調掛は官立学校昇格を目指す働きかけとたところ、構想自体は明治一九年一○月以前から検討していたことがたところ、構想自体は明治一九年一○月以前から検討していたことがたところ、構想自体は明治一九年一○月以前から検討していたことがたところ、構想自体は明治一九年一○月以前から検討していたことと推定されるが、何らかの事情で入学が明治二○年三月から共学再開といっるが、何らかの事情で入学が明治二○年三月から表表を表表していたということが指摘という。

小括

ることを目的とした。東京芸術大学附属図書館蔵「音楽取調掛時代文書綴」を用いて考察す東京芸術大学附属図書館蔵「音楽取調掛時代文書綴」を用いて考察す本論文では、東京音楽学校の共学の実現過程を、主たる史料として

伊沢修二や目賀田種太郎が滞米中以来温めてきた構想では、音楽取一伊沢修二や目賀田種太郎が滞米中以来温めてきた構想では、音楽取調掛は唱歌教育実施に向けた研究機関であり、明治一三年六月に最初った。明治一〇年入学許可者名簿を見た文部省首脳部は明治にでれなかったため、唱歌や西洋音楽への無理解とも相まって定員割示されなかったため、唱歌や西洋音楽への無理解とも相まって定員割って、は研究機関として出発した等の音楽取調掛を学校としての性格を認める判断であるが、十分な人数の伝習生を集める目的を優先して共認める判断であるが、十分な人数の伝習生を集める目的を優先して共認が高半りであるが、十分な人数の伝習生を集める目的を優先して共福がでは、音楽取る判断であるが、十分な人数の伝習生を集める目的を優先して共認が高い、明治一三年六月に最初である判断であるが、十分な人数の伝習生を集める目的を優先して共福といる。

一五年までは文部省の全面的な許可が得られぬまま、各府県と個別にた習生。明治ない。唱歌教員養成課程を整える必要に迫られた。音楽取調掛は各るため、唱歌教員養成課程を整える必要に迫られた。音楽取調掛は各る「府県派出伝習生」の募集計画を文部省に提出する。しかし従来のる「府県派出伝習生」の募集計画を文部省に提出する。しかし従来のる「府県派出伝習生」の募集計画を文部省に提出する。しかし従来のる「府県派出伝習生」の募集計画を文部省に提出する。しかし従来のる「府県派出伝習生」の募集計画を文部省に提出する。しかし従来の名「府県派出伝習生募集とは別に、諸学校での唱歌教員不足に悩む府県に対応するといる。

習を受けさせた。 京女子師範学校や東京師範学校の関係者を唱歌教員の卵として通所伝契約を結び府県派出伝習生を受け入れ、且つ唱歌試行の場であった東

習生の活躍も寄与したことであろう。 習生の活躍も寄与したことであろう。 習生の活躍も寄与したことであろう。

して開校を認められるに至ったのである。により解消され、東京音楽学校は共学を認める唯一の官立専門学校と簿を受け取った文部省首脳部が直面した疑問は、伝習生の良好な成績音楽取調掛は学校か否か。明治一三年一○月に最初の伝習許可者名

所蔵資料」のより良い整理が期待される。 最後に、今後の研究の便宜を図るためにも引き続き「東京芸術大学

註

いう表記が出現し、東京音楽学校では生徒に統一される。本論文人」と表記されることが多い。時代が下るにつれて「伝習生」と(1) 音楽取調掛で教育を受ける在籍者の呼称は設立当初は「伝習

では「伝習人」と「伝習生」が混在することを予め断わっておく。では原則的に「伝習生」を用いるが、引用する文書の件名や文面

一巻』(音楽之友社 昭和六二年)二八六頁)学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第学百年史 明治二○年一○月五日付で東京音楽学校と改称。(東京芸術大

(5) 脚注では意見を付した三人について本論文で扱う、音楽取調掛(5) 脚注では意見を付した三人について本論文で扱う、音楽取調掛

官布告第四〇条(6)『法令全書 明治一二年』所収 明治一二年九月二九日付太政

じ内容の授業を施し、同一の卒業資格を与える東京音楽学校の方(7) 同一の教育機関で男女ともに生徒として採用し、同じ教室で同

- 触れるような紆余曲折が存在した。針はまさに共学である。前身の音楽取調掛においてはこの論文で
- 文部卿 文部少輔九鬼隆一 音楽取調御用掛伊沢修二 明治一三年二月——四年六月上」所収)音第一一一号 九月一名 九月一一四年六月上」所収)音第一一一号 九月一 一 音楽伝習規則伺(案文挿入)(「文書綴」卷七「回議書類
- 治一六年」所収)音監回第四号 年月日記載なし(9) 一〇 伝習生取締心得(「文書綴」巻三四「音監回議書類 明
- 和四四年五月) (10) 服部幸三「「音楽取調掛」資料研究序論」(『音楽教育研究』(昭

山住正己「「『音楽取調掛』資料研究」への期待と注文」(昭和

11

- (12)「各種資料篇」には「目賀田種太郎関係資料」として、伊沢修四四年八月)
- 代編一』(雄山閣出版 昭和五四年)所収)一八五頁(13) 佐藤秀夫「文部省」(赤松俊秀他編『日本古文書学講座九 近
- 編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第二巻』音一月まで東京芸術大学附属図書館長。(以上東京芸術大学百年史和二二年六月東京音楽学校教授。昭和四五年二月より昭和四七年(4) 明治四〇年生。昭和六年三月東京音楽学校甲種師範科卒業。昭

- 年/平成二五年 による) 楽之友社 平成一五年、東京芸術大学附属図書館概要 平成二三
- 定される。 長谷川氏の回想中の創立記念日は昭和五年一〇月四日のことと推長谷川氏の回想中の創立記念日は昭和五年一〇月四日のことと推芸術大学所蔵伊沢修二の胸像の作成年代は昭和五年であるため、「15)『音楽取調掛時代所蔵目録』二文書綴のはしがきによる。東京
- 関連資料は、引き続き同じ建物で保存されていると見込まれる。目録を未確認であるが、上伊那教育会により収集された伊沢修二施設として存続する。本論文の執筆者は伊那市創造館の所蔵資料伊那市創造館と名称変更の上資料保存や展示を継承する社会教育(16) 上伊那図書館は平成一五年に閉館した。図書館の建物は残され、
- 同書「編集経過」による。(17)『伊沢修二選集』(信濃教育会 昭和三三年)編集のいきさつは
- (18) 「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」(三二七頁―三二八頁)など。
- (19)「音楽唱歌伝習ノ事」(三○九頁─三一二頁)など。
- 引用の形を取っている。 創設期の書類について「文書綴」に収録されているにも係らず再創設期の書類について「文書綴」に収録されているにも係らず再ので、「音楽伝習所設置案」(二五六頁―二五九頁)など。音楽取調所
- 四二年)三〇六頁 四二年)三〇六頁 昭和の研究』(東京大学出版会 昭和
- (22) 昭和四〇年九月は休載である。連載回数は合計で二五回となっ
- (23) 『音楽取調掛時代所蔵目録』掲載文書は全て公開されている。
- 果公開促進費)の交付によるもので、東京芸術大学附属図書館は(24) 史料画像の公開は、日本学術振興会科学研究費補助金(研究成

25 三月 成一七年——一九年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報 植村幸生「東京音楽学校公文書 「近代日本における音楽専門教育の成立と展開」平成二〇年 研究代表者 東京芸術大学音楽学部 (教務関係)資料の概要」(平 大角欣矢 所収)

index.html#data 平成二五年一○月一四日閲覧

- 26が、山住正己の論文では手書き墨字の表題が使用されているので 本論文では史料整理以前の表題として作成年代を推定した。 手書き墨字の表題が付された年代の特定につながる根拠はない
- 巻二二所収の文書の年代は明治一八年末から明治二一年の範囲 書き墨字の表題は「明治一九年 れている。ところが巻二二に付されている史料整理以前からの手 からの墨字手書きの表題は「緊要書類 一が下巻と区別される。実際巻二一に付されている史料整理以前 なお巻二一と巻二二は史料整理の際「緊要書類 四~二〇年を含む)」と表題を与えられ、巻二一が上巻、 明治一六年作成の文書は含まないことを注意されたい。 経伺案綴」となっている。 明治一六年上」と表記さ 明治一六年 卷二
- 28 ることが願われる。 ある。第六六巻から第七一巻までの目録が早期に作成・公表され 他機関所蔵の「目録」では追加情報が反映されていない虞れが

- 29 現する。 卷一三—一〇丁、卷一四—一二丁、卷二四—六一丁、卷二七—一 この規則に従うと、「卿」→「郷」の誤植は巻九の二―二四五丁 録」における表記が問題となるため、巻番号と丁番号の併記で表 卷三九—一〇丁、卷三九—三八丁 九二丁、巻二八―七八丁、巻二九―一四八丁、巻二九―一四九丁 「目録」の誤りを指摘するためには文書の内容ではなく「目 特に「文部卿」を「文部郷」と表記する誤植が目立つ。 の一〇ヶ所である。
- 30 育博物館 (後略)」 巻四八の二―一五○丁「京京教育博物館(後略)」→「東京教
- 31 午後一時三○分死亡通知」→「音楽取調掛員柴田清熙明治一三年 歌臨時休業通知」→「女師より唱歌臨時休業通知 名退学願につき掛長より開申」巻二七―一九二a丁「女子より唱 専外二名退学願につき掛長より開申」→「音楽伝習人中村専外一 九月九日午後一時志望通知」巻九の一―五三丁「音楽伝習人中村 巻九の一―二六丁「音楽取調掛員柴田清熙明治一三年六月六日
- 32 同様の事例をほかに一例挙げる。

ツラクションブック」貸出」は「東京女子師範学校へ「バイエ ル・メソデ」貸出」と訂正すべきである。 巻一○所収二六丁の件名「東京師範学校へ「バイエル・インス

内容を取り違えてこのような誤りが生じたと推定される。 この文書の後には目録収録漏れの文書(後述)があり、

両者の

- 33 丁以降筆跡も罫紙の種類も異なる体裁を取るので、二六とは別の 文書として扱うのが妥当である。 丁番号二六の件名に「出版の事等」という項目があるが、四〇
- 34 書簡元文書と付箋、そしてペン字の翻刻案で構成される。内容

で指摘されるがこちらは収録されていない。よう依頼する文面である。詳細を伝える「別紙」の存在が書簡中は宮城県師範学校からの楽器注文の件を音楽取調掛に便宜を図る

(35) 他の事例を数点左に記す。

- (36) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京 音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六三年)三七頁。二二 音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六三年)三七頁。二二号 が原文書に当り、島田三郎の意見を引用した箇所である。下段五が原文書に当り、島田三郎の意見を引用した箇所である。下段五 である。下段五 である。下段五
- (37) 明治五年太政官布告第二一四号第二七章 (『法令全書 明治五

年』(博文社 明治二二年)一五三頁)

存在するが、同様に「当分欠ク」の注記がある。「学制」に定められた教育課程では外に下等中学に「奏楽」が

- 四二年)一三頁による。 四二年)一三頁による。 昭和(38) 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会 昭和
- 不二麿宛 表題なし四月八日付 留学生監督目賀田種太郎、伊沢修二発文部大輔田中四月八日付 留学生監督目賀田種太郎、伊沢修二発文部大輔田中一「音楽伝習所創設書類 明治一二年一○月」所収)明治一一年(3)) 一六 唱歌課を興すべき目賀田、伊沢の上申書(「文書綴」巻

一二年」所収)は同文である。 太郎、伊沢修二上申書(「文書綴」卷二「音楽取調所書類 明治一 学校唱歌に用うべき音楽取調の事業に着手すべき目賀田種

書」に由来すると考えられる。

書、三に由来すると考えられる。

書、三に由来すると考えられる。

書、三に由来すると考えられる。

書、三に由来すると考えられる。

であることは指摘できる。やメーソンと共に音楽取調掛設置構想を練る中で形成されたものやメーソンと共に音楽取調掛設置構想を練る中で形成されたものできなかった。目賀田の記名のこの見込書の意見が、滞米中伊沢修二のものである」とあるが、論文執筆者には筆跡の判定までは

収)明治一一年四月二〇日付 目賀田種太郎発田中不二麿宛(「文書綴」巻一「音楽伝習所創設書類 明治一二年一〇月」所(41) 一八 目賀田「我ガ公学ニ唱歌ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」

 $\widehat{49}$

- 四二年)一三頁―一五頁(42) 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会 昭和
- 綴」巻二「音楽取調所書類 明治一二年」所収) 一日の 音楽取調につき「見込書」伊沢修二より呈出(「文書
- 京音楽学校一覧』自明治二二年至明治二三年(二頁―三頁)のので、必ず「音楽取調ニ付見込書」に触れる。例として、『東毎年刊行される。同書中の「沿革略」の記述は音楽取調掛時代に(4) 東京音楽学校発足後、『東京音楽学校規則』が明治二二年より
- 六月七日回 第五二号 「回議書類 明治一三年二月―一五年六月上」所収)明治一三年(45) 八 伝習人入場の件伺(伝習総則案文つき)(「文書綴」巻七
- 号 明治一三年一〇月五日回 同一〇月八日伺済 七「回議書類 明治一三年二月―一五年六月」所収)音第一二二(46) 二二 伝習人入場許可伺(志願人、令人名簿付)(「文書綴」卷
- 七日伺済 明治一三年二月——五年六月上」所収)九月一六日回 九月二(47) 一九 音楽伝習規則伺(案文挿入)(「文書綴」卷七「回議書類

無記名だが、筆跡と記載位置が欄外カガミ上部であることから

九鬼隆一自筆と判断した。

- 二一日回 裁請求書 上 明治一四年」所収)音第四一号 明治一四年二月 裁請求書 上 明治一四年」所収)音第四一号 明治一四年二月(48) 四一 伝習七人限入場の件四新聞広告(「文書綴」卷一五 「決
- とが紙面より確認できる。

 二四日、二六日、二七日の三回同じ広告が繰り返し掲載されたこしたものと見られる。なお、読売新聞については明治一四年二月したものと見られる。なお、読売新聞、東京絵入新聞の四紙に広告を出
- 音第九七号 明治一四年四月一四日回 (「文書綴」巻九の二「本省各局往復書類 ―明治一五年」所収)(50) 一一六 伝習生中村専外一一名試験の上伝習許可に付開申

及学許可者として名簿に氏名記載があるのは一三名で、そのう入学許可者として名簿に氏名記載があるのは一三名で、そのう人学許可者として名簿に氏名記載があるのは一三名で、そのう人学許可者として名簿に氏名記載があるのは一三名で、そのう人学許可者として名簿に氏名記載があるのは一三名で、そのうないた一二名である。

- 二日回 明治一三年—明治一四年」所収)音第四八号 明治一四年三月(51) 九五 教員六名に手当金交付伺(「文書綴」巻七「回議書類上
- 人学生の中村専を助教として採用することで音楽取調掛の教員不この伺の案通りではなく、明治一四年九月に明治一三年一○月

ダ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザ」るという理由で反対した。業詔書授与を提案したものでもあるが、浜尾は音楽取調掛は「未サイン入りのものが出されている。この伺は初めて伝習人への卒足へ対処しようとしたと考えられる。伺に対する意見は浜尾新の

- (52) 入学許可者の名簿には伶人でない一般伝習生の場合本籍地と族籍続柄が付記されるが、それによると明治一三年一〇月一般入学籍可者一五名のうち、本籍地東京府一一名、静岡県二名、神奈川県一名、栃木県一名である。明治一四年四月の一般入学者一〇名のうち東京府六名、神奈川県一名、静岡県一名、愛知県一名、長崎県一名となっている。これらは本籍地であり伝習生の応募当時の居住地とは必ずしも一致しないが、一つの参考になると思われる。音楽取調掛は通常の伝習人募集では広範囲の地域から募る明確な意図はなかったと考えられる。
- (3) 青色日本にはビーー記載は長い。 いい、引い算分に売い綴」巻二四「音監経伺書類上「明治一五年」所収)号外(5) 一「音楽伝習生募集(一四年一二月」神津専三郎草稿)(「文書

- 会 昭和五六年)三六八頁(秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版(5) 辻は明治一四年から明治一八年二月九日まで普通学務局長。
- (5) 「文書綴」巻二四「音監経伺書類上 明治一五年」所収 目次

三月日の己伐はない、など青に付いる気息となど青されている。神津専三郎草稿)と一括りに整理するべき文書である。用いた紙が罫紙ではないため、簿冊として綴じられていなかった用いた紙が罫紙ではないため、簿冊として綴じられていなかった用いた紙が罫紙ではないため、簿冊として綴じられていなかった明緑位置は脚注一四記載の 一 音楽伝習生募集(一四年一二

される。 を利用の記載はなく、公文書に対する意見をメモ書きにしたものである。執筆者の姓名の記載もなく、辻新次の印とサイン(個のである。執筆者の姓名の記載もなく、辻新次の印とサイン(個年月日の記載はなく、公文書に対する意見をメモ書きにしたも

東京芸術大学附属図書館貴重資料データベース掲載の史料画

(57) 八 前同件に対する普通学務局長意見(朱書)(「文書綴」卷二書類上 明治一五年」所収)号外第一号 明治一五年一月一三日(56) 五 前同件(一五年一月一三日)(「文書綴」卷二四「音監経伺

几

「音監経伺書類上

明治一五年」所収

頁に翻刻の上引用されている。山住氏の調査時期は保存状態が良いの 五 前同件(一五年一月一三日)と一括りに捉えるべき史前の 五 前同件(一五年一月一三日)と一括りに捉えるべき中間が表しているが、内容から推測してこれは直

翻刻を掲載した。 そのため本論文では山住版と史料画像を参照して独自に作成した照合すると山住版でもなお欠落した文字があることが判明した。好であったのか引用部分に未読部分は存在しないが、史料画像と

二日回明治一三年—明治一四年」所収)音第四八号 明治一四年三月明治一三年—明治一四年」所収)音第四八号 明治一四年三月(58) 九五 教員六名に手当金交付伺(「文書綴」卷七「回議書類上

される。

される。

なけの意見書には年月日、署名の記載はなく、決裁印と浜尾の

である。

- 福岡と九鬼の署名が見られることと対照的である。(5) 卿、輔とも決裁欄が空欄のままである。明治一四年一二月には
- や福岡の署名あるいは捺印のあるもの(音監第二号 明治一五年一号 明治一五年四月二五日)で、二点目が文部省に提出し九鬼が付いている。一点目が音楽取調掛内部に出されたもの(音監第開申書類 明治一五年」所収)

五月二四日裁定)である。

良さを評している。本科、予科、附属小学校、附属幼稚園の全てヲ好ム性アルヲ以テ其進歩モ□実ニ速カナルヲ覚ヘリ」と進捗の「本校生徒ハ元来唱歌伝習スルコト既ニ久シク且女子ノ殊ニ唱歌が明治一四年から明治一七年まで毎年作成する年報に詳しい。明が明治 ― 四年から明治―七年まで毎年作成する年報に詳しい。明(61) 東京女子師範学校への出張伝習を行った際の評価は音楽取調掛

なっていた。

東京女子師範学校とは伝習の規模が異なっていた。

東京女子師範学校とは伝習の規模が異なっていた。

東東調掛から直接教授を受けた生徒が附属小学校での唱歌教授を担当するものの、東京女子師範学校での唱歌教授を担当するものの、東京女子師範学校とは伝習の規模が異なっていた。

監開申書類 明治一四年」所収)音楽取調掛報告図」および「唱歌集」編成、出版の事等)(「文書綴」卷一三「音程報告(伝習人募集、進歩、現況、巡回伝習の現況、「唱歌掛明治一四年音楽取調掛の年報の原史料は 二六 文部卿事務功

(62) 幸田延「私の半生」(『音楽世界』第三巻第六号 昭和六年六

月

三一七頁への再録分を参照。音楽学校篇第二巻』(音楽之友社 平成一五年)一三一二頁――東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京

つ偶然幸田家の隣人でもあった中村専であったと述べている。の指導をしたのは音楽取調掛の助教としてメーソンを補助し、か幸田は記事の中で、多忙なメーソンに代わり幸田に直接ピアノ

- 用・唱歌教授の方法等例解) 二日 学事諮問会員参観につき示論の事(示論要綱 音楽の効向往復書類下 明治一五年一月――五年一二月」所収)一二月一(3) 二二一 音楽取調掛明治一五年報写し(「文書綴」卷二七「諸
- 名簿(「文書綴」巻二三「音監開申書類 明治一五年」所収)音(44) 五八 本務余暇を以て音楽伝習志願につき入学を許可した者の

監第五号 明治一五年一二月二七日裁定

- この通達は普通学務局長辻新次の署名入りで、伊沢の留守を預第一四九六号 明治一五年九月二三日 (「文書級」巻二○「音楽会計係 本省各局往復書類」所収)普学(5) 四六 普通学務局長より府県師範学科員の音楽取調希望通知
- 一六年一月二七日裁決明治一五年一月二七日裁決明治一五年一二月二三日回 明治一六年一月二七日進呈 明治級」巻二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収)音監第一五号(66) 七八 音楽伝習生募集広告案(各局より意見書つき)(「文書

かる音楽取調掛長心得神津専三郎宛てとなっている

○頁──五一頁の引用箇所を参照して独自に作成した翻刻を引用『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会 昭和四二年)一五と同様、貴重資料データベースの史料画像をもとに、山住正己と同様、貴重資料データベースの史料画像をもとに、山住正己と同様、貴重資料が、近の意見書は劣化が激しいため、脚注一七年月日の記載はないが、辻の印判とサインが見られる。

- 師」と書き加えられている。(8) 史料ではここの「唱歌教員」が墨線で消され、右脇に「音楽
- 氏名記載はない。浜尾のサインのみが記されている。綴」巻二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収)年月日記載や(69) 七八 音楽伝習生募集広告案(各局より意見書つき)(「文書
- (70) 七八 音楽伝習生募集広告案 (各局より意見書つき) (「文書

」卷二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収)追案

いる。辻新次の印が見られる。註二五の普通学務局長意見と題された紙の下に貼り付けられて

- 回 明治一六年二月二日進呈 明治一六年二月五日裁定書類 明治一六年」所収)音監第二一号 明治一六年一月三一日(71) 一四 音楽伝習生募集広告文案(「文書綴」卷三五「音監経伺
- 書類 明治一六年」所収) 一四 音楽伝習生募集広告文案(「文書綴」巻三五「音監経伺

書類 明治一六年」所収)広告案の下に貼付けられた付箋。(73) 一四 音楽伝習生募集広告文案(「文書綴」巻三五「音監経伺習慣通り、九鬼の意見はカガミの欄外上部に書き込まれている。

二月六日回 「音監経伺書類 明治一六年」所収)音監第二四号 明治一六年(74) 二二 広告文改正(伝習生を男子に限る)(「文書綴」巻三五

「修」一字の伊沢の署名あり。

(75) 音楽取調掛の規則整備は、文部省との折衝内容からも遅れたことが分かる。明治一六年に「音楽取調規則」以前に出された規則は二種類挙げられる。一点目が明治一三年九月制定の「伝習人規は二種類挙げられる。一点目が明治一三年九月制定の「伝習人規度を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学を表示している。

原文書は八 伝習人入場の件伺 (伝習総則案文つき) (「文書綴」

類 明治一四年」所収)音楽取調掛伝習生心得書 である。(伝習人区別、教則、雑則つき)(「文書綴」巻一三「音監開申書六号。「音楽取調授業科目表」の原文書は一一 伝習生心得書巻七「回議書類 明治一三年二月――五年六月上」所収)音第七

「音楽取調掛規則」を以て音楽取調掛の教育課程は一応完成して主楽取調掛規則」の原文書は四六本掛規則ため判明しない。「音楽取調掛規則」の原文書は四六本掛規則にの全科卒業生の名はここに由来するものと考えられる。明治一六の全科卒業生の名はここに由来するものと考えられる。明治一六の全科卒業生の名はここに由来するものと考えられる。明治一六の全科卒業生の名はここに由来するものと考えられる。明治一六の全科卒業生の名はここに由来するものと考えられる。明治一八年七月た。規則上四年制の教育課程が初めて定められ、明治一八年七月た。規則上四年制の教育課程は一応完成しております。

治一六年」所収)音監回第四号 である。(76) 一〇 伝習生取締心得(「文書綴」巻三四「音監回議書類 明

『百年史』には出典の記載は無いが、内容から比定した。

- 頁 音楽学校篇 第一卷』(音楽之友社 昭和六二年)四四頁―四五音楽学校篇 第一卷』(音楽之友社 昭和六二年)四四頁―四五(7) 東京芸術大学百年史 東京
- 記載の日付が早い。
 した「一五 期末試験日割(音回第五号 二月一〇日)」が最もがあるものは、明治一六年二月実施の伝習生期末試験時間割を記(78) 同じ簿冊の中で本文書の収録位置付近にある文書で日付の記載
- 六「音監経伺書類下 明治一七年」所収)音監伺第七号 明治一(79) 二一〇 音楽伝習生派出方法を各府県へ通知(「文書綴」巻四

七年四月一五日回

- と判断した。 じ簿冊に収録される前後の文書の内容から二月の試験結果である回議書類 明治一六年」所収)音監第四号 年月日記載なし。同の、 一三 入学試験結果並びに及落判定(「文書綴」巻三四「音監
- 日 音監第五号 二七日回 進呈明治一六年二月二七日 裁定明治一六年二月二八級」巻三五「音監経伺書類 明治一六年」所収)明治一六年二月(31) 一一八 伝習生募集期限延長とそれにともなう広告案(「文書
- 性については本文編で詳述する。『百年史』では明治二〇年三月とするが、女子入学復活時期の妥当音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二年)三頁、四四頁(22) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京
- (8) 四六 本掛規則制定(「文書綴」巻三五「本掛規則制定」所
- 木村サク、森トミ、小木トモは明治一五年四月入学である。(8) このうち遠山キネ、市川ミチは明治一三年一○月入学、幸田? 収)明治一六年四月三○日再裁定
- 明治一六年七月一三日回 明治一六年七月一四日進呈 明治一明治一六年」所収)音監第一五号(85) 二四三 本校女生徒の処遇(「文書綴」巻三五「音監経伺書類
- 学校教員一覧」(一五四五頁)による。音楽学校篇第二巻』(音楽之友社 平成一五年)所収「東京音楽(86) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京

六年七月二〇日裁定

残りの一名小木トモの消息については明治二二年より毎年刊行

界からは姿を消している。

『高等師範学校付属音楽学校一覧』)を用いて追跡したところ、明治二〇年二月一九日全科卒業生として卒業、明治二二年には「洋治二〇年二月一九日全科卒業生として卒業、明治二二年には「洋治二人年までは「未詳」、明治三〇年に「婚嫁」とあり、音楽の世名ののは、のでは、「おいる」では、「いる」では、「いる。」は、「いる」では、「いる、「いる」では、「いる」では、「いる」では、「いる」では、「いる」で

判読不能) 三四「音監回議書類 明治一六年」所収)第二二号 七月(日付(87) 一〇〇 幸田延他見習生に申付および証書差出し(「文書綴」

決定した。

沈定した。

沈定した。

沈定した。

沈記められれば一月あたり六円の手当金が支給されることに力が認められれば一月あたり六円の手当金が支給されることに力が認められれば一月あたり六円の手当金が支給されることに

(8) 音楽取調掛に伝習生として在籍した人々は、入学者名簿が残存の手楽取調掛にたるにも関わらず、退学等で籍を外れた際の史料に矛盾や欠損が見られ、すべての伝習生の進退を追うことの関しい。明治一五年四月入学の伝習生の進退を追うことのとがはとんどであるにも関わらず、退学等で籍を外れた際のという。

した。そして伝習完了を待たずに中途で取調掛より就職を命じた者は男九名女一三名の二二名であり、このうち一二名が中途退学二三頁掲載分を参照した。それによると、明治一三年一○月入学音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二年)二二○頁から二東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京

おお七名、死亡した者一名であり、残りの二名である遠山と市川者が七名、死亡した者一名であり、吉田きさが明治一六年四時治一四年四月入学者については中村専(明治一三年一○月入学者と重複)が音楽取調掛助教となり、吉田きさが明治一三年一○月入学者と重複)が音楽取調掛助教となり、吉田きさが明治一三年一○月入学者と重複)が音楽取調掛助教となり、吉田きさが明治一六年四月に長野県小県中学校に唱歌教員として赴任するほかは退学して利に長野県小県中学校に唱歌教員として赴任するほかは退学して別の二名である遠山と市川

- 年と比定した。 年の記載はないが簿冊の種類や前後の文書の年代から明治一六明治一六年」所収)音監第五号 四月一九日 出名の伝習生退学許可(「文書綴」巻三二「音監開申書類(8) 七 七名の伝習生退学許可(「文書綴」巻三二「音監開申書類
- 明治一五年一二月二二日進呈 明治一五年一二月二七日裁定書綴」巻二三「音監開申書類 明治一五年」所収)音監第七号(9) 四二 伝習生の内病気その他事故につき退所願出者氏名(「文
- と記されている。 昭和三三年七月)三二七頁―三二八頁)形状は(自筆巻紙一通)の 「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」(『伊沢修二選集』(信濃教育会
- 連名とされた。 吉、外山正一、村岡範為馳、穂積陳重、箕作佳吉、菊池大麓らの吉、外山正一、村岡範為馳、穂積陳重、箕作佳吉、菊池大麓らの(92) 起草者は伊沢修二だが、提出の際には他に桜井錠二、矢田部良
- 美術の隆盛に比して音楽の振興を訴える箇所がある。には「抑音楽図画ノ二者ハ美術上ノ高位ヲ占ムルモノ」などと、(3) 伊沢修二「音楽学校設立ニ付建議」(明治一九年一一月提出)
- (9)『東京音楽学校一覧 自明治二二年―至明治二三年』一一頁

- (9) この新聞記事を指摘する先行研究は管見の限り存在しない。